令和6年度コピー用紙の購入(単価契約)
に係る一般競争入札説明書

Ⅰ.入 札 説 明 書

Ⅱ.入　札　心　得

Ⅲ.入 札 書 様 式

Ⅳ.入札参加申込書

Ⅴ.委 任 状 様 式

Ⅵ.仕　　様　　書

Ⅶ.売買契約書(案)

Ⅷ.そ の 他 資 料

令和6年3月
鹿児島県国民健康保険団体連合会
総　務　課

Ⅰ．入札説明書

鹿児島県国民健康保険団体連合会の調達契約に係る入札の公示（令和６年３月 15 日付）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

記

１．競争入札に付する事項

（１）件名

令和６年度コピー用紙の購入（単価契約）

（２）契約期間

契約日から令和７年３月 31 日まで

（３）仕様等

仕様書のとおり

（４）納入場所

仕様書のとおり

（５）入札方法

入札金額は、規格ごとに１箱当たりの単価を予定数量に乗じて算出した合計額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争入札に参加する者に必要な資格

（１）鹿児島県国民健康保険団体連合会財務規程第 54 条（資料１参照）に該当しない者。

（２）鹿児島県の物品の購入等に係る競争入札参加資格を有している者。
または、過去３年の間に本会の入札に参加実績がある者。

（３）会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）本会から指名停止の通知を受けている期間中でないこと。

（５）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者でないこと。

（６）公告日から契約締結期間において、独占禁止法の規定に基づく違反行為を行い、公正取引委員会における排除命令及び課徴金納付命令を受けていないこと。

（７）公告日から契約締結期間において、国・地方自治体をはじめとする公的機関における入札参加資格停止及び指名停止措置を受けていないこと。

３．入札の参加申込

この一般競争に参加を希望する者は、下記（２）の提出書類を（１）イまで持参または郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。なお、郵送による場合も、同日同時刻必着とする。

（１）入札参加に係る提出書類の受付期間・受付場所

ア　期　間　令和６年３月 15 日（金）～同年３月 25 日（月）（土日、祝日を除く。）
午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

イ　場　所　〒890-0064　鹿児島市鴨池新町７番４号　鹿児島県市町村自治会館３階
鹿児島県国民健康保険団体連合会　総務課庶務係　園田

ウ　連絡先　電話番号：099-206-1029
Ｆ　Ａ　Ｘ：099-206-1089
メ　ー　ル：k-so-kai303@kagoshima.kokuhoren.jp

（２）提出書類（提出部数各１部）

ア	入札参加申込書（10 ページ）
イ	鹿児島県の物品の購入等に係る競争入札参加資格を有していることを証明する書類
（注意事項） ※　その他必要に応じて、書類の提出を求めることがある。 ※　入札参加申込みに要する費用は全て申込者の負担とする。 ※　提出された書類は返却及び公表は行わず、入札事務のみに使用し、他の用途には使用しないこととする。	

（３）入札参加資格の確認等

上記３（２）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和６年３月 26 日（火）までに、申請者へ電話等により結果を連絡する。

また、当該結果連絡後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消すこととする。

４．入札説明書等に関する質問の受付及び回答

（１）受付期間

令和６年３月 15 日（金）午前８時 30 分から同年３月 25 日(月)午後５時まで

（２）質問方法

質問書（22 ページ（資料２））を３（１）イへ持参、郵送（期限内必着)、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

（３）回答方法

受付けた質問及び回答をとりまとめ、令和６年３月 26 日（火）までに本会ホームページに公表することにより回答する。

５．入札の日時及び場所等

（１）日　時　令和６年３月 27 日（水）　午前 10 時 00 分から

（２）場　所　鹿児島県国民健康保険団体連合会　総務課内理事長室

（３）提出書類

ア	入札書（８ページ）
イ	委任状（11 ページ） （※代理人により入札を行う場合のみ）
（注意事項） ※　入札時刻に遅れたものは、入札に参加できないこととする。	

６．競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

７．入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

８．落札者の決定方法

予定価格以下で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

９．その他の事項は、鹿児島県国民健康保険団体連合会入札心得の定めにより実施する。

10．入札保証金及び契約保証金　　免除

11．契約書作成の要否　　要

12．契約条項　　売買契約書(案)による。

13．支払の条件　　売買契約書（案）による。

14．契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

15．契約担当者の氏名及び名称並びに所在地

鹿児島県国民健康保険団体連合会　理事長　前田　祝成

〒890-0064 鹿児島県鴨池新町７番４号

Ⅱ．入札心得

鹿児島県国民健康保険団体連合会入札心得

１．趣旨

鹿児島県国民健康保険団体連合会の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

（１）入札は、所定の入札書（様式第２号）を用いて、封筒に入れて提出すること。封筒の継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（鹿児島県国民健康保険団体連合会　理事長　前田　祝成　殿と記載）及び「令和〇年〇月〇日開札［入札件名］」と記入すること。

（３）入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」 と指定されている入札は、 入札書とホッチキス止め等により一体化させたものとし、 継ぎ目に割印を押印すること。

（４）入札者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約（別記参照）しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

６．代理人による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を持参しなければならない。

７．代理等の制限

（１）入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

（２）入札者は、本会財務規程第 54 条(資料１)により競争に参加することができない期間であるものを入札代理人とすることができない。

８．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札
② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
③ 委任状を持参しない代理人等による入札
④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
⑤ 金額を訂正した入札
⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑦ 明らかに連合によると認められる入札
⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当者の審査の結果採用されなかった入札
⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

９．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

10．開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。

（２）入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

（３）入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

（４）入札者又は代理人等は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（５）開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（２営業日以内）に行い、執行回数は、１回を限度とする。

11．落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、 直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。

12．落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

13．契約書の提出等

落札者は、契約担当者等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく提出すること。

14　契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、 通貨は日本国通貨に限る。

（別記）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適切な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることをしりながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

Ⅲ．入札書様式

様式第２号（第５７条及び第６７条関係）

入　札　~~（　見　積　）~~　書

納入場所　　鹿児島県国民健康保険団体連合会　　総務課　外

No	入札（見積）物品名	品質、規格、形状等	数　量	単価（円）	金　額（円）	納入期限	備　　考
１	コピー用紙	A3（1箱1,500枚入り）	73箱				
２	コピー用紙	A4（1箱2,500枚入り）	703箱				
３	コピー用紙	B4（1箱2,500枚入り）	1箱				
	合計						

上記のとおり入札（見積）します。

令和　　年　　月　　日

鹿児島県国民健康保険団体連合会

理事長　前田　　祝成　　殿

入札（見積）者

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名　　印

（注）　１　入札（見積）金額は、消費税を含まないものとする。

２　記入を要しない欄は、斜線を引くこと。

（入札書封筒）

表

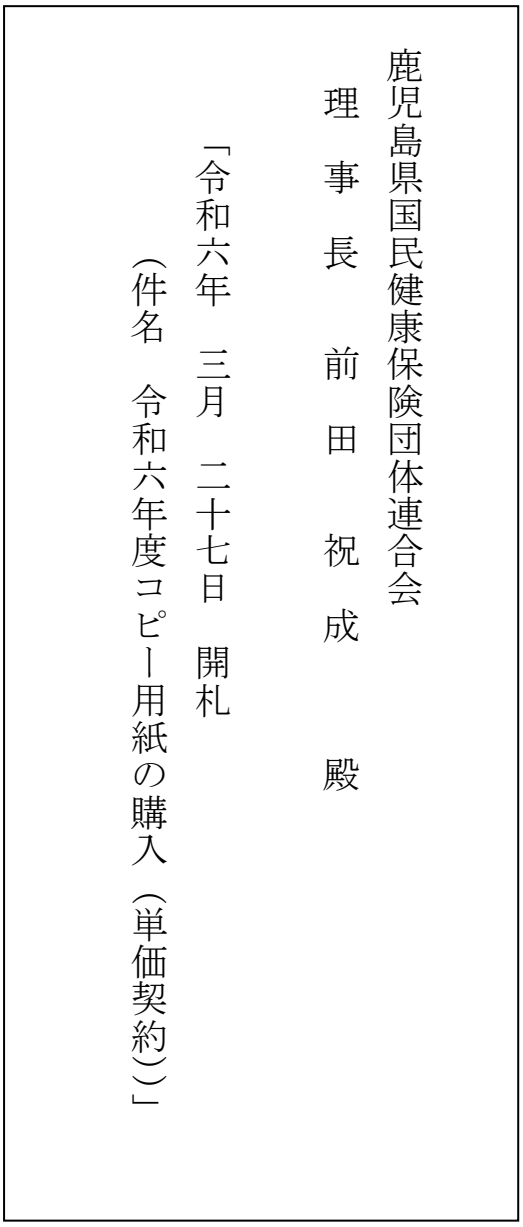
鹿児島県国民健康保険団体連合会
理事長　前田　祝成　殿
「令和六年　三月　二十七日　開札
（件名　令和六年度コピー用紙の購入（単価契約））」

裏

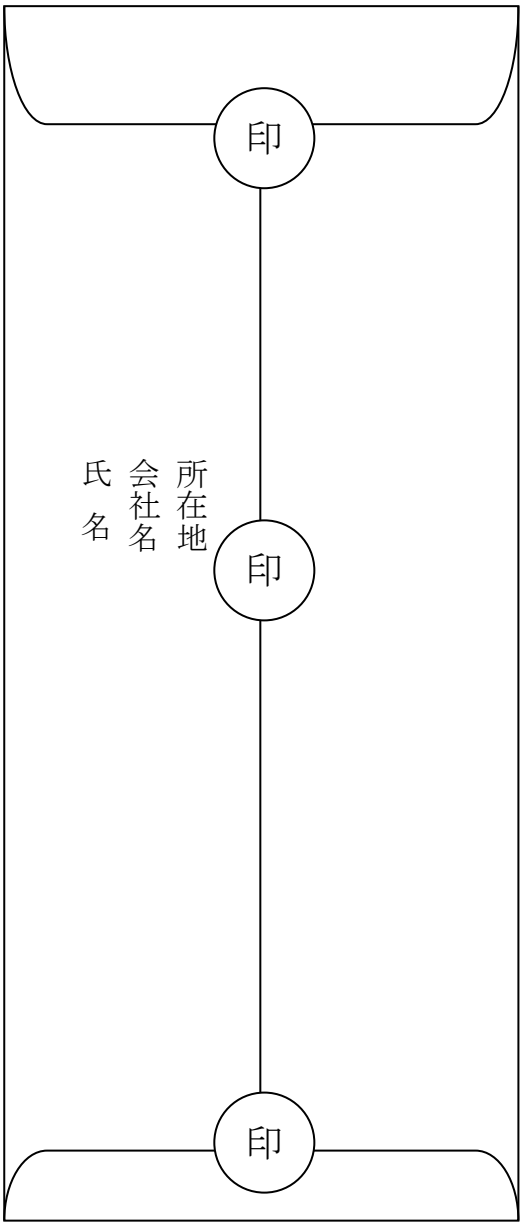
印
所在地
会社名
氏名
印
印

入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

鹿児島県国民健康保険団体連合会
理 事 長　　前 田　　祝 成　　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

私は、下記件名の入札に参加します。

記

入札(見積)件名　　令和６年度コピー用紙の購入（単価契約）に係る一般競争入札

入札(見積)期日　　令和６年３月 27 日（水）

入札(見積)・開札場所　　鹿児島県国民健康保険団体連合会　総務課内理事長室

Ｖ．委任状様式

委　任　状

令和　　年　　月　　日

鹿児島県国民健康保険団体連合会
理 事 長　　前 田　　祝 成　　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

代理人使用印鑑

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職・氏名

記

入札(見積)件名　　令和６年度コピー用紙の購入（単価契約）に係る一般競争入札

入札(見積)期日　　令和６年３月 27 日（水）

入札(見積)・開札場所　　鹿児島県国民健康保険団体連合会　総務課内理事長室

仕　　様　　書

件名：令和６年度コピー用紙の購入（単価契約）

仕様書は、予告なしに修正又は訂正する場合があります。
修正又は訂正があった場合は、本会ウェブサイト上にて修正又は訂正の情報を公表いたしますので、定期的にご確認ください。

鹿児島県国民健康保険団体連合会

１．件名

令和６年度コピー用紙の購入（単価契約）

２．総則

本仕様書は、鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）が発注する令和６年度に調達するコピー用紙（以下「物件」という。）に適用する。

なお、本仕様書に示す物件の仕様については、主要事項を示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、物件が当然備えるべき事項については完備しているものとする。

３．契約期間

契約日から令和７年３月 31 日まで

４．予定数量

本会が発注する物件の予定数量は、次のとおりである。ただし、予定数量は過去の発注数量から算出したものであり、最低発注数量を保証するものではない。

Ｎｏ	品　目	規格	納入形態（注 2）	基準品	予定数量
1	コピー用紙	Ａ３	1,500 枚/箱	ｵﾌｨｽﾍﾟｰﾊﾟｰ ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾎﾜｲﾄ （秤量 66.1g/㎡ 紙厚 89μｍ 白色度 91.3％ 古紙配合率 0％　）	73 箱
2	コピー用紙	Ａ４	2,500 枚/箱		703 箱
4	コピー用紙	Ｂ４	2,500 枚/箱		1 箱

（注１）物件の規格（サイズ）は、日本工業規格（JIS）の A3 判、A4 判及び B4 判とする。

（注２）500 枚単位で包装の上、指定する枚数をダンボール詰めすること。

５．発注・納入・請求部署

〈発注部署〉

・鹿児島県国民健康保険団体連合会　総務課・保険者支援課・審査管理課・介護保険課

〈納入場所〉

・鹿児島県国民健康保険団体連合会事務所　総務課・審査管理課

（〒890-0064　鹿児島市鴨池新町７番４号　鹿児島県市町村自治会館内３階）

・鹿児島県国民健康保険団体連合会事務所　保険者支援課・介護保険課

（〒890-0064　鹿児島市鴨池新町６番６号　鴨池南国ビル内５階）

・（株）南日本情報処理センター

（〒890-0064　鹿児島市鴨池新町５番 22 号　鴨池新町ビル）

〈請求部署〉

・鹿児島県国民健康保険団体連合会　総務課

（注 1）発注部署及び納入する事務室が異なるため、担当職員の指示に従うこと。

（注 2）納品書及び請求書について、総務課担当職員の指示に従い作成すること。

６．品質等

（１）物件は、本会で使用している機器（別表１）で支障なく使用できること。

（２）物件は、両面コピー及び両面印刷に対応すること。

７．発注・納入等

（１）発注は、原則としてファックスにより、本会指定様式の注文書によって行うものとする。

（２）物件は、発注日の翌月から起算して２営業日以内に納入すること。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号）第１条の規定による休日は除く。

（３）納入時間は、９時 00 分から 17 時 00 分とする。

（４）納入は、担当職員が指示する事務室に行うこと。

（５）納入時に建物及び既存物品等を破損又は汚損しないこと。

（６）納入時にエレベーターを使用する際は、荷物用エレベーターを使用すること。

８．検査

本仕様書及び注文書のとおりに納入されたことの確認をもって、検査合格とする。

９．その他

（１）契約金額には、納入に係る全ての費用を含むものとする。

（２）本件に関して不明な点が生じた場合は、双方協議の上、本会担当職員の指示に従うこと。

別表１

メーカー	型番
キャノン（株）	LBP8730i
	LBP9510C
	iR-ADV C5550 Ⅱ
	iR-ADV C5560F Ⅲ
	iR-ADV C7570 Ⅲ
富士ゼロックス（株）	DocuPrint 305
	DocuPrint 405
	DocuPrint 3000
	DocuPrint 4060
	DocuPrint 5100d
日本電気（株）	MultiWiter 2830N
（株）リコー	imagio Neo MP C7500
	imagio MP1100
	imagio MPC5000
	imagio MPC7501
	MP C6502
	IPSIO 8200
	IPSIO SP 6320
	IPSIO SP 8200
理想科学工業（株）	ORPHIS EX7250
	ORPHIS FW5230

Ⅶ. 売買契約書（案）

売買契約書（案）

１　件　　名　令和６年度コピー用紙の購入（単価契約）
２　契約期間　契約日から令和７年３月 31 日まで

鹿児島県国民健康保険団体連合会を発注者とし、　　を受注者として、発注者及び受注者は別紙記載の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住　所　鹿児島市鴨池新町７番４号
　　鹿児島県国民健康保険団体連合会
　　氏　名　　理 事 長　　前　田　　祝　成　　㊞

受注者　　住　所

　　氏　名　　㊞

（総則）
第１条　発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。
（権利義務譲渡等の制限）
第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
（再委託等の制限）
第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
（仕様）
第４条　受注者は、別添の仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、物品を購入するものとする。
（発注手続）
第５条　発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の品名、数量及び納入場所等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

（納入期限の延長）
第６条　受注者は、天災その他の不可抗力により、仕様書で定めた納入期限（以下「納入」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
（危険負担）
第７条　物品の納入に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。
（検査）
第８条　受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。
２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して 10 日以内に行うものとする。
３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。
４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。
（契約不適合責任）
第９条　納入された現品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。
２　前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、現品納入後１２か月間とする。
（売買代金）
第 10 条　発注者は、第８条第４項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価（以下「売買代金」）という。）として、別紙 明細書の単価に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。
２　受注者は、売買代金については、当月分をとりまとめ、翌月１日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は当該請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、これを受注者に支払うものとする。
３　発注者がその責に帰すべき理由により第８条第２項の期間内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものをする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
（単価の改定）
第 11 条　物価に変動があり、前条第１項の単価が不相当となったときは、発注者及び受注者が協議の上、これを改定することができる。

（延滞金）

第 12 条　受注者の責に帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じて、同項の注文書に基づく売買代金に対し、支払遅延防止等に関する法律第８条第１項に規定する財務大臣が定めた率で計算した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（支払遅延利息）

第 13 条　受注者は、発注者がその責に帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払を行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第 14 条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

２　受注者の責に帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

３　第 2 条、第 3 条又は第 9 条の規定に違反したとき。

４　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

５　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

6　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

（違約金）

第 15 条　受注者は前条第 1 号から第 4 号までの一に該当してこの契約が解除されたときは、契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

（発注者の都合による解除）

第 16 条　発注者は、第 14 条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも 1 か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3　第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（協議事項）

第 17 条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（以下余白）

（ 別 紙 ）

明　　細　　書

１．件名

令和６年度コピー用紙の購入（単価契約）

２．品質、規格、単価等

No	品　目	規格	納入形態(注 2)	基準品	契約単価（税抜）
１	コピー用紙	Ａ３	1,500 枚/箱	ｵﾌｨｽﾍﾟｰﾊﾟｰ ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾎﾜｲﾄ （秤量 66.1g/㎡ 紙厚 89μm 白色度 91.3% 古紙配合率 0%　）	円／箱
２	コピー用紙	Ａ４	2,500 枚/箱		円／箱
４	コピー用紙	Ｂ４	2,500 枚/箱		円／箱

（注１）物件の規格（サイズ）は、日本工業規格（JIS）の A3 判、A4 判、及び B4 判とする。

（注２）500 枚単位で包装の上、指定する枚数をダンボール詰めすること。

資料1 財務規程

（一般競争入札参加者の資格）

第54条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するものは、その後3年間一般競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても同様とする。

（1） 契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正の行為をした者

（2） 一般競争入札に際し、不正に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもつて談合した者

（3） 他の者の一般競争入札への加入を妨害し、又は競争者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害した者

（4） 検査、検収又は監督に際し、係員の職務の執行を妨害した者

（5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（6） 前各号のいずれかに該当する事実のあった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人，支配人その他の使用人として使用した者

資料２ 質問書

質　　問　　書

鹿児島県国民健康保険団体連合会　御中
（担当部署　総務課庶務係）

法人等名称：
担 当 部 署：
担 当 者 名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：
電子メール:

「令和６年度コピー用紙の購入（単価契約)」（令和６年３月15日付公告）に関する質問書を提出します。

資料名	
ページ	
項目名	
質問内容	

送信先電子メールアドレス：k-so-kai303@kagoshima.kokuhoren.jp
送付先 FAX 番号：099-206-1068